

原発事故子ども・被災者支援法基本方針に被災者の声の反映を求める 意見書

2012年6月超党派の議員により提案された原発事故子ども・被災者支援法（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が、衆議院本会議において全会一致で可決・成立した。

しかし、この法律は、その後1年2カ月の間、基本方針も示されずに放置されていた。

2013年8月30日に復興庁は、「原発事故子ども・被災者支援法」実施のための基本方針について、福島県内の33市町村を「支援対象地域」に指定し、個々の施策ごとに「準支援対象地域」とするという案を発表し、9月13日までの2週間という極めて短期間のパブリックコメントに付した。また、パブリックコメントの期間中に説明会を福島市で開催すると発表した。

しかし、この基本方針案には、切実な状況に置かれている被災者の声や、被災者支援を継続している市民の声が一切反映されていない。「支援対象地域」が狭過ぎる上に具体的施策がなく、「帰還」を促すような施策が目につく一方で、避難者への支援が欠落している。さらに、健康分野では幅広い疾病の可能性に対応した健診・医療の拡充は含まれていない。

首都圏の東葛地域の自治体は、支援法の対象とすることを要請している。三鷹市内には、避難してきている人々、家族・親族が被災した人、また被災者支援の活動を継続する市民が多くいる。今回の基本方針案は、これらの人々の切実な願いを受けとめるものではない。

「放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分には解明されていないこと（支援法第1条）」を踏まえ、被災者一人一人が、居住・避難・帰還のいずれであっても、みずからの意思によって選択することを保障する基本方針を策定し、予算立てを行い早急に被災者及び被災者支援に従事する人々の支援に着手すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 「原発事故子ども・被災者支援法」第5条に基づき、基本方針に居住者・避難者の声を反映させるための公聴会を、各地で開催すること。

- 2 支援対象地域は、福島県内33市町村はもとより、一般人の被曝限度として用いられている年1ミリシーベルト以上となる地域を全て指定し、具体的な支援策を提示すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明